委員会提出議案第 5 号

ハンセン病元患者家族に対する施策を速やかに講ずることを求める 意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年9月24日 提出

提出者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 佐名木 知信

ハンセン病元患者家族に対する施策を速やかに講ずることを求める意見書

2019年7月12日、政府はハンセン病元患者家族の差別被害を認め、国に損害賠償を命じた熊本地裁の判決を受け入れた。

政府からは、「問題の解決に全力で取り組み、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現していく」との決意が示され、「差別被害に遭った全ての家族への補償に向け、現行法の改正など法整備の検討に入る」こととしており、具体的な施策を早急に講ずることが求められている。

よって、政府におかれては、判決に基づいた賠償を速やかに行い、訴訟への参加・不参加を問わず、補償範囲を明確にした上で元患者家族に寄り添った具体的な施策を早急に講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。